

船舶事故等調査報告書

平成22年6月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009神第303号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年9月25日 07時20分ごろ	
発生場所	高知県土佐清水市 足摺岬灯台から真方位231°16.4海里付近 (概位 北緯32°33.0′ 東経132°46.0′)	
事故等調査の経過	平成21年10月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 <sup>えいせい</sup> 栄正丸、2.45トン K03-025576（漁船登録番号）、個人所有 B 漁船 <sup>ちゅうこう</sup> 忠孝丸、0.6トン K03-027992（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	A 船首右舷側擦過傷 B 船首上部外板にき裂	
事故等の経過	A船は、船長が単独で乗り組み、土佐清水市南方沖で曳き縄漁をしていたところ、かつおが掛かったので約5ノット(kn)（対地速力、以下同じ。）で左旋回しながら揚縄中、B船は、船長が単独で乗り組み、土佐清水市南方沖で曳き縄漁をしていたところ、かつおが掛かったので約4knで左旋回しながら揚縄中、平成21年9月25日07時20分ごろ、A船の右舷船首部とB船の船首部とが衝突した。 両船とも自力航行可能で、浸水や油の流失はなかった。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北東、風速 約2.5m/s、視程 約18.2km 海象：潮汐 下げ潮の末期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、土佐清水市南方沖で左旋回して操業中、適切な見張りを行っていなかったため、B船に気付かなかったものと考えられる。 B船は、土佐清水市南方沖で左旋回して操業中、適切な見張りを行っていなかったため、A船に気付かなかったものと考えられる。
原因	本事故は、土佐清水市南方沖において、A船とB船が操業中、両船が適切な見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。	